

# 放送大学学園出納員事務取扱規程

平成 15 年 10 月 1 日

放送大学学園規程第 24 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日、平成 18 年 3 月 27 日、  
平成 25 年 3 月 19 日、平成 31 年 4 月 26 日、  
令和元年 6 月 24 日、令和 3 年 3 月 12 日

## (目的等)

第 1 条 この規程は、放送大学学園会計規則（平成 15 年放送大学学園規則第 12 号）第 29 条の規定に基づき、出納員（出納員代理を含む。以下同じ。）の事務取扱に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 出納員の事務取扱は、放送大学学園会計規程（平成 15 年放送大学学園規程第 21 号。以下「会計規程」という。）その他別に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

## (収入金の領収)

第 2 条 出納員は、納入者から現金の納入を受けたときは、これを収納し別紙第 1 号様式の領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、出納役が認めた場合に限り、この様式によらないことができる。

2 前項の収納は、出納主任があらかじめ任命する出納員の補助者にさせることができる。

3 前項の補助者の収納した現金は、速やかに出納員に引き渡さなければならない。

## (現金の保管)

第 3 条 出納員又はその補助者は、現金を領収したときは、自己の責任において保管しなければならない。

2 前項の保管は、手許保管又は金融機関（郵便局を含む。）への預金若しくは貯金とする。

3 前項の金融機関の預金口座又は貯金口座は、出納員の名義とする。

4 第 2 項の預金又は貯金によって発生した利息は、放送大学学園の帰属収入とし、当該利息が発生したときは、出納役が指定する口座に振り込むものとする。

## (収入金の払込み)

第 4 条 出納員は、現金を領収したときは、現金領収の日の属する月の末日までに、出納主任が指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込まなければならない。

2 出納員は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に指定口座に払い込まなければならない。

一 領収金額が 20 万円に達したとき 当該 20 万円に達した日又はその翌日

二 出納主任が指定したとき 出納主任が指定した日

## (現金払込仕訳書の作成等)

第 5 条 出納員は、当該月終了後 7 日以内に別紙第 2 号様式の現金払込仕訳書を作成し、出納主任に提出しなければならない。

## (帳簿等)

第 6 条 出納員は、別紙第 3 号様式の出納員現金出納簿を備え、現金の出納を記録しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 16 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 18 年 3 月 27 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 25 年 3 月 19 日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙第1号様式（第2条関係）

領收証書									
(氏名)					(元号) 年度				
殿					第 号				
納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
(元号) 年 月 日領收									
但し、 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 面接授業の追加登録に伴う授業料  <input type="checkbox"/> 文献複写手数料  <input type="checkbox"/> 証明書等発行手数料                 </div> その他									
放送大学学園 出納主任 (出納員)									
<small>印紙税法 第5条第2号 により 非課税</small>									

領收証書(控)									
(氏名)					(元号) 年度				
殿					第 号				
納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
(元号) 年 月 日領收									
但し、 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 面接授業の追加登録に伴う授業料  <input type="checkbox"/> 文献複写手数料  <input type="checkbox"/> 証明書等発行手数料                 </div> その他									
放送大学学園 出納主任 (出納員)									
<small>印紙税法 第5条第2号 により 非課税</small>									

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列6とすること。
- 2 二枚複写とすること。
- 3 但し書欄は、面接授業の追加登録に伴う授業料、文献複写手数料又は証明書等発行手数料について該当するものにレ点を記入し、その他の場合には内容を記入すること。

## 別紙第2号様式（第5条関係）

現金払込仕訳書

(元号) 年 月分

摘要	金額	備考
	円	
前月まで払込未済 (A)		
本月中現金領収高 (B)		
計 (A+B) = (C)		
本月中現金払込高 (D)		
差引翌月～繰越 (C-D)		

(元号) 年 月 日

出納員「所属 氏名 ㊞」

出納主任 財務部経理課長 殿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

別紙第3号様式（第6条関係）

出 納 員 現 金 出 納 簿

年月日	摘要	受			払			残		
		現金	預金	計	現金	預金	計	現金	預金	計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
備考										

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とすること。
- 2 現金を金融機関（郵便局を含む。）に預け入れる場合においては、その金額を現金の払とするとともに、預金に受け入れの手続をすること。
- 3 現金又は預金のいずれかのみを取扱う出納員にあっては、この書式のうち、現金、預金及び計の内訳区分を省略することができる。
- 4 この帳簿はバインダー綴とすること。